

呉市新型コロナウイルス感染症対策取組事業者支援 給付金（宿泊・交通事業者を除く） Q&A

目次 P.1～2

1. 【対象者】P.3

よくある質問

Q 給付金の対象者の要件は？

- Q 広島県のホームページに公表していない場合、どうするのか？
- Q 宿泊施設内にある飲食店などのテナントは対象になるのか？
- Q 飲食店の店内で、一部小売を営業している場合、どのように考えるのか？
- Q 呉市内に宣言書を受けた事業所を有しているが、やむを得ず市外に移転した場合、それまでの影響分は申請できないのか？
- Q 移動店舗や持ち帰り専門店等は対象となるのか？

2. 【申請について】P.3～5

- Q 申請期間は？
- Q 申請手続きは？
- Q 給付スケジュールは？申請してから給付までどれくらいかかりますか？
- Q どこに行けば申請書の書き方などを教えてもらえるのか？
- Q 申請書を郵送してもらえるのか？
- Q 申請書を郵送するのは不安だが、相談窓口へ直接持参してはいけないのか？
- Q 申請期間中であれば、複数回申請しても構わないのか？
- Q 対策の取組内容がわかる写真は、どこまで撮ればいいのか？

3. 【給付条件】P.5

よくある質問

Q 複数の事業所を有する事業者への給付は？

- Q 個人の事業と法人を設立しての事業を行っているが、両方が対象になるのか？
- Q 新型コロナウイルスの影響により現在休業しているが対象となるのか？

4. 【申請書の記載について】P.5～6

- Q 印鑑（法人）は代表者印又は個人印のどちらですか？
- Q 申請書の所在地（住所）欄はどこを住所を記入すればよいのか？
- Q 開業届の控えが見当たらないのだがどうすればよいのか？
- Q 提出書類に不備等があった場合は、連絡があるのか？

Q 最近事業をはじめたばかりなので、確定申告もまだしておらず、コロナの影響により開店休業状態で売上もない。何を提出すればよいのか？

5. 【その他】P. 6

Q 給付金は税金上の取り扱いは、課税となるのか？

Q この給付金の趣旨を教えてください。

Q 不支給となった場合、不服申し立てはできるのか。

Q 宣言書はどのように申請するのか。また宣言書について教えて欲しい。

1. 【対象者】P.3

よくある質問

Q 給付金の対象者の要件は？

・次の4つの要件を満たす方

- ① 広島県が発行する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の宣言書を受け、公表されていること。
- ② 呉市内に宣言書を受けた店舗等を有し、今後も事業を継続する意思があること。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第5項に掲げる営業店舗でないこと。
- ④ 暴力団等と関係を有していないこと。

Q 広島県のホームページに公表していない場合、どうするのか？

・公表されていることが要件となるため、もう一度公表する内容で宣言を行ってください。なお、宣言は何度でも行うことができます。

Q 宿泊施設内にある飲食店などのテナントは対象になるのか？

・対象となります。

Q 飲食店の店内で、一部物販も行っている場合、どのように考えるのか？

・主な業種である飲食店のみ対象となります。

Q 呉市内に宣言書を受けた店舗等を有していたが、やむを得ず市外に移転した場合、それまでの影響分は申請できないのか？

・申請日時点で、宣言店等がすでに市外に移転している場合は対象外となります。

Q 移動店舗や持ち帰り専門店等は対象となるのか？

・宣言書を受けていれば対象となります。

2. 【申請について】P.3～5

Q 申請期間は？

・申請受付期間：令和2年8月1日（土）から令和2年12月28日（月）（当日消印有効）

・8月1日（土）から呉市のホームページで公開し、8月3日（月）から下記の窓口で申請書を配布しています。

- ① 配布窓口：市役所 本庁舎1階（エレベーター前）、各市民センター

② 相談窓口：市役所 本庁舎 1 階（エレベーター前）平日 9：00～17：00 まで開設しています。（事前予約不要）

・8月3日（月）から、コールセンターを開設しています。感染症拡大防止のため、電話相談 [0120-039-904](tel:0120-039-904)（フリーダイヤル）をご利用ください。

Q 申請手続きは？

・申請の手引きを参考に、申請書と必要書類をまとめて郵送してください。（不備がある場合、確認作業のため給付に時間がかかりますので、送付前に確認をお願いします。）

・オンライン申請は実施しておりません。

Q 給付のスケジュールは？申請してから給付までどれくらいかかりますか？

・8月1日（土）から受付を開始しています。申請受付後、速やかに審査を行い、順次交付決定通知書を送付するとともに、指定口座に入金します。

・申請書類に不備不足がない場合、概ね2週間程度で給付できる予定です。

・広島県のホームページで公表の確認をするため、早めに宣言を行ってください。

Q どこに行けば申請書の書き方などを教えてもらえるのか？

・8月3日（月）から、次の方法でお問い合わせいただけます。

① 電話相談 [0120-039-904](tel:0120-039-904)（フリーダイヤル）を開設します。

② 相談窓口：市役所 本庁舎 1 階（エレベーター前）平日 9：00～17：00 まで開設しています。（事前予約不要）

※窓口では、混雑時にはお時間をいただくことがあるほか、感染症拡大防止のためにも、なるべく電話でお問い合わせください。

Q 申請書を郵送してもらえるのか？

・申請書は、呉市ホームページから入手していただくか、市役所本庁舎1階または各市民センターの窓口に設置してある申請書をご利用ください。

Q 申請書を郵送するのは不安だが、相談窓口へ直接持参してはいけないのか？

・感染症拡大防止のため、郵送による提出にご協力ください。

・持参による場合も、市役所 本庁舎 1 階の給付金相談窓口横に提出用のポスト（平日 9：00～17：00）を設置しておりますので、直接投函してください。

・普通郵便でも構いませんが、追跡可能な書留又はレターパックによる提出をお勧めします。

Q 申請期間中であれば、複数回申請しても構わないのか？

・宣言店 1 店舗，1 回のみの申請が可能です。なお，複数店舗経営されている事業者で，店舗等ごとに宣言書を受けている場合は，1 回の申請または複数回の申請のどちらでも受け付けます。ただし，複数回の申請に分けると，確認作業に時間を要するため，交付が遅れてしまう可能性がありますのでご注意ください。

Q 対策の取組内容がわかる写真は，どこまで撮ればいいのか？

・どの程度というのは特段に設けていませんが，宣言書のチェック項目全ての写真を提出する必要はありません。取組内容が分ければ，1 枚～数枚で大丈夫です。

3. 【給付条件】P. 5

よくある質問

Q 複数の事業所を有する事業者への給付は？

・宣言書を受けている事業所，店舗ごとに 5 万円給付します。宣言書を受けていないのであれば，対象外となります。

Q 個人の事業と法人を設立しての事業を行っているが，両方が対象になるのか？

・事業者ごとの給付となりますので，個人事業主と法人とが独立した別の事業者であり，それぞれが要件を満たせば，両方が対象になります。

Q 新型コロナウイルスの影響により現在休業しているが対象となるのか？

・新型コロナウイルスの影響により一時的に休業している場合は，今後も営業を続けていく意思があれば給付の対象となります。ただし，申請日時点で廃業（予定）している場合や，今後も再開の見通しが無い場合は対象外となります。

4. 【申請書の記載について】P. 5～6

Q 印鑑（法人）は代表者印又は個人印のどちらですか？

・法人の方は，申請書と誓約書の両方に，法務局へ届けている代表者印を押印してください。その際，申請書に捨印も忘れずをお願いします。

Q 申請書の事業者の所在地（住所）欄はどこを記入すればよいのか？

・法人の方は登記簿に記載の事業所の所在地，個人事業者の方は事業所の所在地（事業所兼自宅の場合は自宅住所）をご記入ください。

Q 開業届の控えが見当たらないのだがどうすればよいのか？

・開業届を紛失した場合は，写しの取得方法などについて所管税務署にお問い合わせください。

また、直近の確定申告書の写しでも申請できます。

Q 提出書類に不備等があった場合は、連絡があるのか？

・コールセンターから、電話で連絡する場合があります。心当たりのない場合、給付金詐欺にご注意ください。詐欺への対応として、郵送又は一度電話をかけた後で、フリーダイヤルにおかけいただく方法があります。なお、郵送の場合は、やりとりにお時間がかかることをご了承ください。

Q 最近事業をはじめたばかりなので、確定申告もまだしておらず、コロナの影響により開店休業状態で売上もない。何を提出すればよいのか？

・宣言書を受けた事業所があり、営業許可証などの必要書類を揃えることで申請ができます。

5. 【その他】P.6

Q 給付金は税金上の取り扱いは、課税となるのか？

・この給付金は、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に参入されます。損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず結果的に課税対象となりません。詳しくは、所管税務署にお問い合わせください。

Q この給付金の趣旨を教えてください。

・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や3密回避対策など「新しい生活様式」の実践のため、自主的に取り組んでいる事業者を応援することにより、市民や観光客が安心して店舗等を利用できるサービス環境の整備と、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

Q 不支給となった場合、不服申し立てはできるのか。

・不服申し立ては、行政不服審査法に基づいて行われます。今回の給付金は、贈与契約に類すると考えられるため、行政不服審査法の対象外です。よって、不服申し立てはできません。

Q 宣言書はどのように申請するのか。また宣言書について教えて欲しい。

・広島県のホームページで、電子申請で受け付けています。パソコン等お持ちでない場合、ご家族等の身近な方がお持ちのスマートフォン等からでも、申請ができます。

身近な方のパソコン等からの申請もできない場合、8月3日（月）から本庁1階の相談窓口で、申請のサポートを受けることができます。

・宣言書は、広島県が手続を行っています。詳細は広島県の担当部署である食品生活衛生課（TEL：082-513-3106）に確認してください。